

# 久米島上江洲親雲上の「家記」

上 江 洲 均

(うえすぢ ひとし 県立博物館学芸係長)

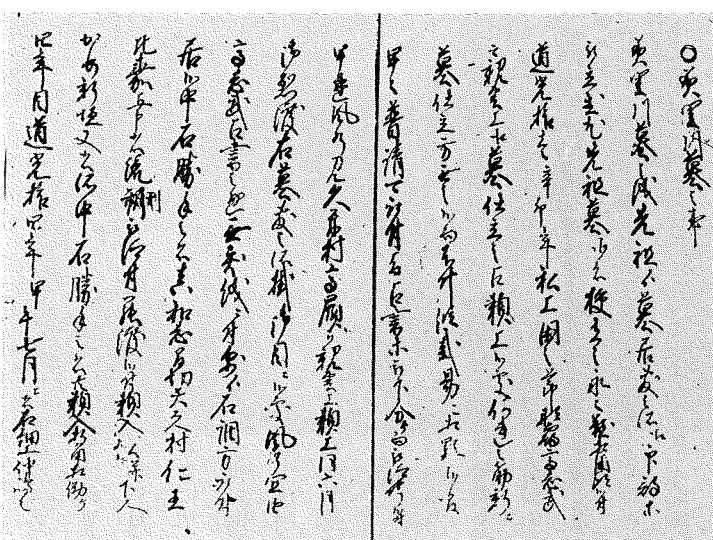
## 一、はじめに

久米島具志川村西銘の上江洲本家には、從来「家譜」と「父母記」と称する記録があることは知られていた。しかし「家記」という記録があることを昨年はじめて知った。借りて見ると虫害がひどいが、読んでみるとおもしろい所もあるので、読みやすい文字に改めて多少の解説を加えてみることを思い立つた。

「家記」は一家庭の内部的な記録なので、あるいは史料的価値が低いのではないか、ということがまず気にかかる。加えて冒頭に、「家中の事を一通り書き記したものなので、他見させないように」ということがあり、これも気になる。しかしながらこの方は、すでに百年以上も経過しているので、差支えないと判断している。久米島研究の何らかの役に立てば、幸いとするところであり、「家記」の作者が生きておれば、そう思うにちがいない。

郷土史については門外漢であるが、内容的に王國末期の久米島の庶民のようすがおぼろげながら見えてくる気がする。久米島の文化的水準もほぼ想像できる。何よりもうれしいのは、墓やそこに納まつた厨子甕の年代がわりあいはつきりしていることである。亀甲墓の祖型のものは、一七〇〇年代初めにすでに入っている。それが一八三〇年代には盛んに

造られており、易者や風水師を久米村から頼み帰り、石工も那覇から頼んで帰ることが多かつたことがわかる。



「家記」の本文

また、茶の木を栽培し、茶を製造して王府へ献上したことや、その返礼にもらった詩歌のことが、かなり大きく取り上げられている。この家にとつて、先祖の位牌や墓、仕明地や茶づくりは『家を守ること』の大きな骨子であつたと考えられ、それのことから、逆に当時の久米島の社会通念も知ることができよう。

この中に「遺言のこと」があるが、この項に限らず、全体的に『上江洲親雲上遺言状』の色彩が強いのは否めない。というのも彼は、これを書いた翌年七十九歳で死亡しているからである。それでは、前地頭代『上江洲親雲上』とはどういう人物だったか、記録から少しくどいかもしれないが、全部あげてながめてみたい。

## 二、上江洲親雲上智俊

上江洲本家は、智俊まで一〇代とも間切の地頭代をつとめた。智俊も三期十七年地頭代職にあつた。彼は乾隆六十年（一七九五）に父智篤、母真牛（仲里間切から来た）の長男として生まれた。童名は松。一八一四年（二十歳）首里の西平殿内へ奉公（五年十ヶ月）。一八二一年（三十七歳）、西平殿内庫理役の時、構帳首尾方がよいというので表彰される。一八二三年（二十八歳）、久米島へ帰り、仲村渠目差役。同年西銘目差役。一八二三年、御用布当。一八二四年御用布并諸御用宰領で上国。一八二五年（三十一歳）、仲地捷役。同年、来年御用布当兼務で大捷足を仰せつかる。西平殿内御作得米調え不足のため、那霸へ上り借金により首尾よく納め上げる。一八二六年、大捷役。同年君南風殿内普請

につき、両間切相合せ、下知方構となり、二ヶ月後に完成をみる。一八二七年、貢米不足のため延期願いのため十一月上國。惣地頭西平親方が、久米島への検使を仰せ出されたので、その御用拂として翌年三月まで滞在。一八三〇年（三十六歳）六反帆船建造のため、シラ並びに加治方兼務で下知方をつとめ、二ヶ月で完成した。同年首里大屋子役。同年、御檢使の仰せにより、一月から八月まで本職兼務で、西銘、上江洲二ヶ村の農事下知方をつとめる。一八三一年（三十八歳）仲村渠夫地頭役。一八三三年、御用布諸御用宰領のため上國。一八三四四年（四十歳）、地頭代役。同年、出物御用布調方一件について、表御方から御用があり上國。一八三五年、諸御用布調方が宜しいというので、書付と御褒美を頂戴する。一八三七年、地頭代役退役のはずであるが、御冠船來島前のため、支障があるとのことで、勤め越を仰せつかり、一八三九年まで六ヶ年勤める。一八三八年（四十四歳）、御冠船諸御用物を首尾よくつとめたので、ご褒美として「勢頭座敷位」を頂戴した。一八三九年、地頭代役を病氣で御断り申上げた。同年八月、所中疲入りのため惣地頭より惣下知人を仰せつかる。一八四四年（五十歳）、ソテツを毎年一人につき三十本植付けさせていたが、この年奉公人と百姓が共に出て計六万八千本を植付けさせる。同年飢饉のため、自物の米四石五斗無利子で貸与。一八四六年、飢饉のため親類共難儀に及んでいる様子なので、自物の米二石五斗を貸与。一八四七年、「座敷位」を頂戴。この言上写が『家譜』にもあるが、『球陽』卷二十一、尚育王十三年の条に「本年、久米具志川郡の前の地頭代上江洲の善行を褒嘉して以て爵位を賜ふ」と題して

出ている。その内容は、「飢饉の上、麻疹や痘瘡が流行した年、薬剤を動発して窮民を救つたこと、はんす芋・米・ソテツを与えたこと、かつ亡父は白木綿布や練蕉布や板類をそなえておき、困窮の者の葬礼に譲与した。また役人で装束の整えられない者へは、衣裳を譲つた。さらに惣下知役としても功績があつた」など父子二代にわたる救済事蹟が述べられている。

一八四八年（五十四歳）、間切疲労のため、その様体お尋ねのため上国仰せつけられ、九ヶ月滞在した。一八四九年、地頭代を再び仰せつかる。一八五〇年、飢饉のため間切中へ自物の米八石七斗五升貸与した。同年、大原の山野にソテツを植付けるべく、高所役人嵩原里之子親雲上の来島を機会に訴え、植付けさせる。一八五一年、間切入りのため年貢諸御用物上納方ができないので、御用のため上国。五ヶ月滞在し、諸御用物の御高減少をお願い申し上げる。同年勤役退役のはずのところ、下知方差し支えるというので、勤め越しを仰せつかる。一八五三年、飢饉のため、自物の米九石三斗を無利で貸与。一八五四年、長く勤めては他人の立身に差支えるとの理由で、文書でもつて退役を申上げる。「勤め越しは[冥加]至極であるが、役人の中には外城御供や間切文子の中にも五十歳余の者もいるので、何卒よろしく」というもので、在番の副書をもつて申請している。ところが、それでは都合向き宜しくないというので、来年までの年季通り勤めるよう仰せ渡された。

一八五六年、この年の六月年季等合せて退役のはずのところ、今度は間切が疲れ入っていることを理由に、間切の役人たちから両三年の勤め



重要文化財「上江洲家」全景

越しの願いが出され、お断り申し上げたが聞き入れられず、さらに勤め

越しを仰せつかつた。在番からの副書には「右申出の通上江洲事、平日勤向ハ勿論人体旁相応の者ニテ、役々百姓致気服」とある。

一八五七年、去年十月から今年四月まで干ばつのため、稻の植付けができず、特に上江洲、西銘二ヶ村は天水田が多いため、枯れて種子さえなくなり、また芋も前代未聞の虫入りで、食糧不足に陥つた。そこで貯米を乞下して救済に当たが続きかね、自物の米十二石余無利子で貸与した。他に米二石五斗を家柄を見て、とくに困窮の者二百五十世帯へ一升ずつの割で貸与した。一八五八年（六十四歳）、一昨年から山田原に長さ十三間、横七間、高さ一丈九尺の溜池普請をし完成したので、「褒美として中布二反頂戴する。これについて、『球陽』卷二十二に「本年、久米具志川郡地頭代上江洲親雲上および人民十八名を褒嘉して或いは中布を給い、或いは爵位を賜ふ」と出でている。

一八五九年、病氣御断り申し上げ退役。一八六〇年、間切中の惣下知人を兼ねて藏元諸御用向役を仰せつかる。一八六五年（七十一歳）、病氣につき惣下知役をお断り申し上げる。一八六七年、両惣地頭から印紙をもつて、間切中惣下知兼務で、藏元諸御用向役を仰せつかる。去年、御冠船一艘が寄港した時、藏元へ出て滞船中昼夜詰込んで、諸事下知方を勤めご褒美を頂戴する。一八六九年（七十五歳）、病氣につき、勤めを退役。

これをまとめると、地頭代役は三度で十七年をはじめ、間切惣下知四度で十八年、総勤務年数五十四年であった。一八七三年六月九日、七十

九歳で死去し、翌日荼毗に付された。

王府末期の地方行政の重鎮であつたことが、長い勤務年数、特に地頭代役十七年という長さから察しられる。地元民からの人望があり、首里からの信頼も厚かつたようである。

道光二十八年（一八四九）、間切疲労の一件で上国を仰せつかり、九ヶ月首里、那霸に滞在したときのことについて少しふれておきたい。その時の覚え書によると、「右両間切は總体人居不足の所島役々共子孫皆以筆算致稽古候逆、農業相厭且諸上納物割入并夫遣等親疎有之」（『家譜』）がます問題点として挙げられた。

智俊が呼ばれたのは、その原因究明をし、間切立て直しをはかることにあつたと考えられる。この筆算稽古の者たちについては、すでに道光十一年（一八三一）の『久米具志川間切規模帳』にも記述されているので、その守られない原因究明もあつたことだろう。

『規模帳』には、「久米島の儀、奉公人百姓の差分有之、奉公人の子供は皆々筆算素立致し候故、家業の働き薄く、専ら品能致拳動候ニ付、家内困窮に及び…」とあり、正頭が減じて百姓共が難儀に及んでいるので、奉公人の子供一人までは筆算素立にし、他は農人申しつけること。また筆算素立成り立たない者はすべて、農人にするのも勝手次第。かつ百姓の子孫でも願出次第器量など見合せ、筆算素立申付けるべきこと、となつてゐる。百姓男女正頭の減少は、流行病や度重なる飢饉によるものであり、労働力不足には中央でも頭を痛めたようである。そこで「おえか人家内も正頭は百姓同前に夫遣可仕事」と取決められるが、一方

では役人の男子筆算稽古の者は減免になつてゐる。

このように、奉公人（筆算人）については、間切が疲弊した時に、その挙動が問題になつたようである。しかし、これらの達しもほとんど守られていなかつたようである。奉公人の家でも、二、三人も首里へ出した家では、働き手がない上仕送りのこともあり、当然困窮に陥ることも考えられる。しかしそれを夫遣いや身売りの百姓で埋め合せたので、最も迷惑に及んだのは、一般百姓であつたと考えられる。

この一八四九年の九ヶ月の首里滞在中に彼は久米村の書家鄭元偉（湖城親方長烈）を訪ねてゐる。それは例の「世濟其美」の扁額の讚を書いてもらうためであつた。鄭元偉は快く引受けたようで、その詩文は板に刻まれて現在も同家の床に懸つてゐる。

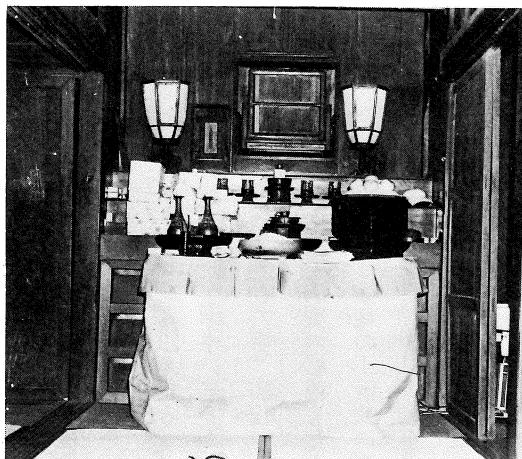
さて、智俊についてはこれくらいにしたいが、彼が「家記」を書き遺したのは、どういう気持ちが働いたのであらうか。たぶん彼は勤勉な性格であつたろうが、そればかりでなく、そつさせる別の理由もあつたにちがいない。つまり、智俊には彼を嗣ぐべき孫がいなかつた。長男の智綱に子がなく、養子を取らねばならなかつた。そのようなことも考えたからであろう。

### 三、「屋敷の事」について

屋敷は、三代首里親雲上智隆（「家記」では元祖）が竹山を開いて作つたといわれ、その時期は一六〇三、四年ごろである。彼は兼城村の生まれであるが、家が貧しく、妻の実家を頼つて現在地へ移り、竹敷をも

らい受け屋敷にしたのである。石垣は中先祖（六代智意の代といわれてゐる）が築いた。その頃から「石垣」の屋号がある。福木は、智意の妻が仲里間切宇根村の生まれの関係で、ヒメツゲと共に仲里から持つて来たという言い伝えがある。

石垣は、海石（サンゴ石）のため、損所ができたので、智俊が道光十二年（一八四二）四十八歳の時積みかえをした。石工三人を那覇から頼み入れ、それに上江洲村の我那覇親雲上を加えて積ませた。石はアゲ石（陸にある石灰岩）である。雨天にはクバ（蒲葵）の葉で小屋掛けして仕事を続け、九月十三日から翌年正月二十日までに完成をみた。修理の範囲は北西の角から東南の角まで、延員三百五十六人で、一日一人につき米一升の支払い、総計三石五斗六升になつた。



正月飾りをした上江洲家の仮壇

家屋本体は、六代智意、七代智英存命の十八世紀前期といわれ、「風水」のことについてふれた中に「前庭并靈前下又は床下此三ヶ所江自然有石」とあり、智俊のころに母屋はすでに現在の構造をしており、茅から瓦葺に改造したのは、明治に入つてからである。

その他にも、風水師によつて、いろいろ指導されたあとがうかがえる。四方にある石橋のこと、松の木のこと、前にある三つの別屋敷の価値、東を流れる小川のこと、屋敷の東西両側にある小林のこと、屋敷内外にある自然石のことなどが述べられており、周囲の自然との調和をうまく取り入れよつとした感が深い。

#### 四、「墓所の事」について

三ヶ所の先祖墓の修理を咸豐九年（一八五九）に久米村の長浜親雲上に占いを依頼し、那覇若狭町村の金城筑登之、それに地元からも雇い入れて修理させた。六月二十二日に着工し、同年の十一月五日に完成した。この三つの墓は、昭和四十七年三月に百十三年ぶりに口が開かれたが、その結果は百年前の記述とほとんど変りがなかつた。

墓の形式であるが、「はな崎墓」は、自然の洞穴を利用したいわゆる「崖葬墓」形式である。天井の高さ一・四メートル、奥行き三・八メートル、横一・九メートルであった。内部は砂利を敷きつめた乾燥のいい墓である。中には約三十個の厨子甕があるのを確認したが、正面中央の台石の上には素焼の家型厨子が一個あり、それには「首里親雲上満喜」と刻まれていた。即ち、三代目の智隆である。この人は兼城村から西銘村

へ移つた人であるが、死して再び兼城村の墓へ戻つたのである。家型厨子甕はこれ一個だけであり、刻字の様子から推しても後世の特別誂えであることは想像できる。しかし、かといって、乾隆年間に多い素焼御殿型ではなく、それより一段と古いタイプかと思われる。

他の甕類も乾隆年間あるいはそれ以前のものと思われる「ボージヤー厨子」である。これは装飾が少ないタイプで、線彫りの蓮華があつたりする。その他、古い時代に多い水甕・酒甕の転用も見られる。

この墓は、本文に書いているように、兼城の小浜家の墓を利用したものらしく、当時の久米島の墓組織が想像される。つまり、寄合い墓である。智隆以前については、甕の記録がないらしく、「家記」では三代の智隆を元祖としたのも、そのような理由からであつただろう。

「小港墓」は、四世西平親雲上智固の病気の時、その子の智源が建造したというから、一六六〇年ごろということになる。石粉の多い土地を人工的に堀り込んでつくつた墓である。正面墓口の外にわずかに彫り込んだ部分があるのは珍しい例である。形式的には掘込墓に属し、前面は後の修理の段階でやつたと思うが石積みしており、右側（墓の側からは左）には四角の穴を穿つてゐる。しかもその下には香炉をおいており、「地の神」を祀つてゐるといわれ、墓参のたびにそこも拝んでいる。墓口は二重の石戸を置いており、墓室までの通路が、二メートルほどあつたのも特徴である。

正面の家型厨子甕は、墓荒しの被害を受けて割られているが、残欠には「西平親雲上思むた」と妻の「君南風」の名が刻まれているのがはつ



小港墓（右手にある香炉は土地神を拝む）

きり読み取れた。本文に出る「久根城捷母親」の家型厨子甕もこれに似た古いタイプであり、これは無傷でのこつている。久根城捷母親は、康熙二十八年（一六八九）死亡なので、それから推して考えると、この厨子甕は十七世紀末か十八世紀初期のものと考えられよう。しかも、これは乾隆年間のものとも大きく異っており、素焼家型（御殿型）の祖型と見ることができよう。

「けんさく墓」は、亀甲墓の古いタイプである。おそらく“唐墓”と

呼ばれたタイプかもしれない。墓碑によれば、康熙五十年（一七〇一）だから、この種の墓としては古い方に属することだろう。この墓にはマユがない上に、全体的に平べつたのが特徴である。天井はアーチ状ではなく、石灰岩の板石を置いた造りである。墓内の広さは、奥行二・一メートル、横一・四七と外で見るよりは狭い。

仲村渠という家が、小港松原に墓を建造したのが、一七一八年であった。これは二年前の一七一六年に中国へ渡るため一時天候待ちで寄港した蔡温に、風水を見てもらい場所選定した。一七一七年十一月に起工し、翌年正月に完成している。この墓は上江洲本家の「けんさく墓」よりおくれること十七年であるが、形の上ではかなり発達の跡が見られる。前面にはマユ石がちゃんとあり、しかもそこへタル木を彫刻したところが独特である。内部の屋根は石をアーチ状に刻んで和合している。

「けんさく墓」は、この仲村渠家の墓より先んじただけ古い型になっている。しかし、これも元来久米島にあつた墓の技術ではなく、那覇からもたらされた技術だったことは間違いない。一八五九年の修理にも、那覇の石工を雇い入れていていることでも想像できることである。

納められた厨子甕は、素焼家型厨子甕が六個、甕型が三個であつた。前者は、乾隆年間に多いタイプのもので、従来の入母屋の屋根から寄棟へ変化しており、シャチホコは後になるにしたがつて大きくなる。これは、有名な久米村の学者鄭乘哲らの厨子甕と同時代、同型のものである。表面に石灰を塗り、それに墨やべんがらで幾何模様を描いている。甕型の方は、貼り付けが使われはじめており、それにマンガンを掛けている。

タイプである。素焼の“ボージャー厨子”はここには一個も入っていない。

「美里川墓」は、「けんさく墓」が狭くなつたので、十代の智俊が築いたものであつた。一八三一年那覇へ行つた折、高志武筑登之親雲上に占いをしてもらい、そのついでに久米村の風水師高領里之子親雲上を久米島までおつれして、かねがね予定していた場所をお見せしたところ、風水がよいとのことだったので、早速石寄せの準備にとりかかつた。

“石勝手”的者としては、流罪で来ていた真和志間切天久村の仁王比嘉という者を頼み、自分の下人のかめ新垣や村内の“石勝手”的者も雇い入れた。そして四年目の一八三四四年の七月には、さらに那覇の仲島から石工の赤嶺筑登之、比嘉筑登之、宜保にやの三人を雇い入れ、同年の十一月に完成した。

この「美里川墓」は、本格的な亀甲墓である。石は西海岸から切り寄せ、運搬には多くの農民が動員されたことであろうが、記録はされていない。

一八三二年、高嶺里之子親雲上は、墓の風水検分に来て、それをいくつかの図に描いて残した。それが現存しており、風水師の仕事をわずかに見せてくれる。この年は数軒のものを手がけたらしく、他にも資料を見たことがある。それから十年後に同人の描いた墓図面も見たことがある。久米島の墓づくりで、この久米村の風水師の指導は篠原以来大きな比重を占めていたことが察しられる。

「美里川墓」には、八代智常以下が入っている。この人は養子で、先

祖墓が狭いということもあつて、実家の墓へ葬られていたようである。それを一八三五年、墓の落成祝い（久米島では「墓のクヨー」という）を催し、移葬したのである。

これらの四つの墓をもう一度整理すると、「はな崎墓」は、崖葬墓であり、「小港墓」は掘込墓、「けんさく墓」は亀甲墓の原型をなす“唐墓”、「美里川墓」は、本格的な亀甲墓である。「はな崎墓」だけは共同墓となつてゐるが、「小港墓」以下は上江洲本家の墓である。久米島では、「小港墓」建設のころすでに分家すると共に墓を造る傾向にあつたのではないかと考える。しかし一方、一般農民の間ではまだ“村墓”（例えば、ヤツチ洞穴、ヤジャーネ洞穴のような）の利用も行われていた。

この四つの墓を並べることによつて、久米島の墓の歴史がほぼ説明できるし、あるていどの時代編年ができるようと思う。また納骨に使つた厨子甕も時代をよくあらわしており、死後の世界を几帳面に守つた証人のように安置されている。ただおもしろいことがある。例えば、父の墓から長男が分れて祖父の墓へ移つてしまつたり、妻が舅の墓へ納つてしまつたりする。どうも本文にも出ているように“トキユタ”に近い易者の仕業なのかも知れない。

これらの墓を表現するのに、最も望ましい風水にたとえて呼ぶことがあつた。はな崎墓は港口にあるので“旅のフンシ”、小港墓は墓の上部が高く、人間の額の大きいのを連想させるところから“官のフンシ”、けんさく墓は屋根を妊娠の腹にたとえたらしく“繁盛のフンシ”、美里川墓は形が整つており、富を連想させるらしく“財のフンシ”と呼ばれる。

て来た。

### 五、「仕明田の事」について

仕明田は、申請して開墾し、永代私有することができる田のことである。この開墾に対し首里王府の「高所」という役所から「仕明請地帳」というのを発行している。年貢米は、ふつうの百姓地と同様である。「仕明請地帳」では「仕明請地として、永々被下之旨被仰出候。定納は百姓地並」などと註をついている。

仕明田は、先祖代々作り重ねたものに、亡父や自分自身で人夫を使つて掘らせたのもある。「四百三拾人余」の数字が出るが、延人員にちがいないけれど、それでもかなり大変なことである。

その仕明田と手形を大切に保存し、代々次渡しし、しかも次男以下へ譲らないこと、位牌同様に大切にすべきこと等、財産の目玉なので、特に念入りに「坪高」と「御手形」までも記録している。このほかに役地たる「おゑか地」もあつたが、これは自家永代の土地ではないので、記録はひかえたようである。米を中心とする当時の社会では、如何に「田」が大切だつたかがわかる。今後も仕明田をさらに増やすようにという含みが感じられる。当時としては、労賃は米で支払われており、一日の男子労賃が米一升だった。

仕明人で、自家以外の名が見える。例えば「なべ富里」「うま具志川内たら」「小浜かな」などである。仕明地は売買ができたから、買い取つたものであろう。



新田松(砂糖きび畑として圃場整備され、このような水田風景は今は無い—1960年ごろ)

## 六、「家内治方の事」について

家を守り、長い伝統を続けることは大変なことかもしれない。この誇りある家系も継承については、いろいろのことがあつたらしく、必ずしも長男が継がないこともあつた。例えば、五代は長男が分家して次男が継いでいる。七代は、六男五女をあげながら、夭亡や養子で出たりなどで、弟（次男）の長男を養子に迎えている。九代は、長男を祖父の後つぎへ送り、次男は唐言葉稽古中に久米村で死亡したので、三男が継いだ。

十代はこの「家記」を記した本人である。彼には長子もいたが、孫に恵まれず、結局孫は養子を迎えることとなつた。

明治初年のことであるが、養子を迎えたが、体が弱いことと、才覚がないとの理由で辞退し、ついにその兄がやって来てこれが十二代目である。厳格な家なので、並大抵のことでは「治め方」はできなかつたものらしい。

家を治めることについて、「家記」では次のように述べている。家を治める第一は、下人下女と牛馬、農具の備えがなければできない。下女には情をもつて当たれば、本人らも良い気持が生じ、厳しく当たれば恨みが生じる。家を富ます大事なことは、「勤約」の二字であり、家をつぶす大敵は「借」の一字である。右の三字を心肝に銘じること。「「僕約」は仁の源である。農家、しかも遠海の小島の者は、身分の慎しみがなくてはならない。後年の用意をまず考え、貯蓄に精出すべきこと。日用品購入の時、延買をすすめられても断わり、現金払いをして掛金をつくらないこと。

自分は、身分不相応ながら伝えをよく守つて、それを実行して来たが、子孫においてもそれを守り、伝來の家や金を守護してほしいこと。また、自分は二十歳に首里の西平殿内にご奉公して以来数十度那覇へ上つたが、代々の遺教を守つて、借金の病癖もなく、わが家の財産を他人に取られることもなく、借金によつて、迷惑に及んだこともない。

家を治める教訓を以上のように述べている。

## 七、「遺言のこと」について

この項では、特に言い遣したいことを中心に述べている。

（一）芸能を好きにまかせてやつていては、時間を費し、ついには世人の嘲笑を受けることとなる。自家は筆算育ちの家柄なので、若年から勉学に励んで、それ相応のご奉公をするように。（二）曾祖父（七代智英）の遺した教訓書をよく見ること。（三）兼城村の小浜という家は、男系の先祖であり、西銘村の喜如嘉という家は外戚方の先祖である。正月七月の焼香など忘れぬこと。（四）植付けた「風蘭」は、三世の先祖（実際に五世）が植付けたもので、入精して育てるこ。（五）保存して来た三味線は、家宝であるので門外不出のこと。地頭家にさえお目にかけることをお断りして來たので、今後とも大事にすること。（六）自家は「世濟其美」の扁額を拝領し、御使者もお立寄り下さることは、實に有難き幸せである。今後もふだんの僕約に励み、公用の貯えをし、当島へ渡海される首里の役人方に対し常々不調法のことがないよう心掛けること。（七）扁額を収蔵する建物は、三間角以下瓦葺きを許可になつ

ているが、当分二間角に縮少しているので存知であること。（八）茶は先

祖以来栽培し、雍正五年（一七二七）以降は、年間五斤を御近習御用にと献上していたが、祖父のころから停止していた。それを父の遺言により、私から植えるようになつた。一八六四年と五年には上様へ献上した

ところ、御褒美を頂戴した。（九）平良辻山は元来山野であつたのを先祖が訴え出て松を植付け、間に茶・桑・棕櫚・イヌマキ等を植えた。それを七世の時さらに訴え、子孫永代預りになつた。その一部は叔父に墓地用として分けたので、よく存知ておるよう。（十）屋敷の石垣は、

先祖が積んでいたのを、弱い海石のため破損していたので、一八四二年石工三人を那覇から頼み、それに上江洲村の我那覇筑登之親雲上を加えて四人に積ませた。延人貢三百五十六人で、米一日一升で三石五斗六升を支払つた。残りも積み替えたいが、老衰のため叶わないので、子孫で積み替えるよう。（十一）イヌマキは大切な建築用材なので、平良辻山や墓地周辺や屋敷にも植付けたが、害虫にやられた。三十年もすれば、よい木に育つといわれる所以、子孫においてもそれにつとめること。（十二）正月飾り用として、靈前へ飾つた丸い石四個は、先祖がまうとんだ（地名）の泉口で拾つたものなので、心得ておくよう。（十三）久間地にある五葉の松（五枝の松）は、一八三七年の台風で枯れそうになつたので、私が代りを取り寄せて植えつけた。（しかし古い松は実際には枯れずに残つたのであらう）。（十四）小港墓内の「久根城捷母」またけんさく墓にも同厨子がある。これは三世（五世）智源の妻で、遺言により小港墓へ葬られていたが、嫡子の智意が氣の毒に思つて、けんさく墓へ移し

た。それが私の祖父の時、けんさく墓に物音があるとのことで、大道寺という長老に占つてもらつたところ、「口事」と出でおり、元の小港墓へお骨を移したとのことである。（十五）平良辻山の南に墓地に適した場所があるので、風水師来島の折は検分させるよう。（十六）西原、

たこもり原、せぢよ原、いねた原、あし川原には、自分の蘇鉄を植えつけでおいたので、失念のないよう。（十七）ご当國の茶は、久米島の上江洲親雲上が仕立て始めたともいわれ、折々には献上してご褒美を頂戴したことがあるので、存知ておるよう。（十八）上江洲村のでんかん（屋号）の我那覇筑登之親雲上には、祖父以来私まで三代にわたつて恩儀があるので、正・七月の焼香や年忌には忘れず焼香に行くこと。

以上のように多岐にわたつてゐる。

### 八 「平良辻山茶敷（藏元日記より抜書）のこと」について

この茶園については、家譜の中に康熙十二年（一六七三）に、平良辻山に唐竹や松を植付け、その間に茶の木を植えつける訴えを立てたとある。その後一六九五年に、久米村の風水師高嶺親方の検分を受けたもある。それが乾隆十年（一七四五）に正式に永代預りになつた。その時の訴書には「茶之儀於御當國は亡祖父仕立初と言、節々御用にも相立」とある。

ここでは「藏元日記」より抜粋しているが、茶の植付け方の諸報告がある。土地は赤土と黒土の混じつた所がよい。実は穴肥にまく。時期は正月がよい。年に二度除草をし、なるべくは追肥を入れること。茶摘み

それを献上したところご褒美を頂戴し、しかも当時の有名人の「詩歌」

を頂戴するという思わぬ副産物もついた。それについて「家譜」から調べてみると、同治三年（一八六四）、手製の茶を一斤惣地頭へ進上したところ、御城へ献上されたため、おほめのお書付けと国分たばこ一斤を頂戴する。年々一斤ずつ献上するようにとの申し渡しがある。翌年も手製のお茶一斤惣地頭へ進上したところ、御城へ献上になり、白木綿布一反その他の品々を頂戴する。

一八六九年（明治二年）には、富川殿内へ手製のお茶一壺進上したところ、札状と品々を下された。また、宜野湾殿内やその他の方々にも分けられ、詩歌を頂戴した。

その名を記すと、次の十五名である。

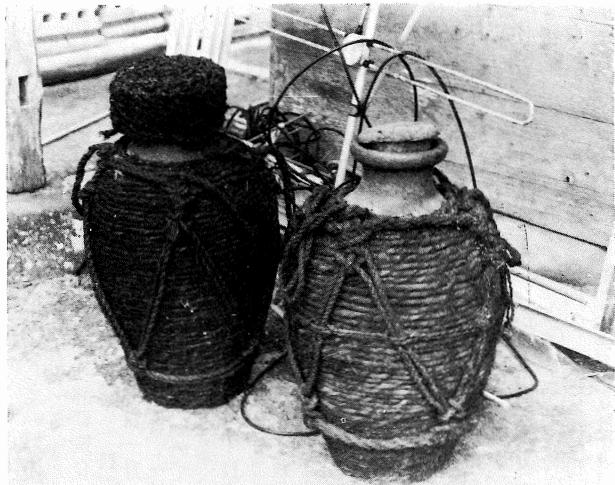
護得久按司朝置、宜野湾親方朝保、普天間親雲上助藏、村山里之子親雲上盛升、上里親雲上盛恕、宜野湾里之子親雲上朝宏、大宜見里之子親雲上朝直、豊村親雲上朝勅、仲尾次筑登之憲詮、東国興津波古親方、蔡徳昌湖城里之子親雲上、蔡大鼎伊計親雲上、魏掌政楚南親雲上、蔡呈禎翁長親雲上、富川親方盛奎。

これらの人たちの詩歌をもらい、家宝になると喜び、御札状などしたためている。その後も宜野湾殿内や西平殿内へ壺詰めの茶を献上していきる。これらの詩歌は、現在もほとんど保存されている。このうちの一例を紹介したい。

さらに必要な手間暇のかかり方、上中茶は高さ一尺五寸から三尺の木で一七五本から一斤を、大茶は三斤をそれぞれ製造できる。茶の上中下の代金、御書院へ御用立てたい旨の申請、それに対する許可などである。茶関係の資料としては、興味をひくものがある。

「家記」を記した智俊は、父の遺言によつて茶の栽培を復活させた。

（宜野湾朝保の和歌）



茶を詰めたといわれる壺

久米島なる上江洲老翁が手製の茶なりとて富川盛奎がもてきたれるを  
こころみて

月花に碎きしころをさますとや

この芽はるばるかをりきにけむ

〈豊村朝勅の和歌〉

はるばると送るこの芽のにはひをば

都の人うつしけるかな

〈富川盛奎の和歌〉

新しくつめる木の芽ははるばると

都の春に匂ひけるかな

〈普天間助蔵の和歌〉

富川のうしより、これなん久米具志川な  
る上江洲老翁の手摘の茶なりとて給はり  
ける。是にひと言ほぎてよとあるにつた  
なきを忘れて、かくなん。

くむたびににはふ情けの深きゆえ  
こころさへにぞ澄み渡りぬる

## 製寄香茶見 示並 求詩賦此奉

茶の返礼として贈られた東国興津波古親方の詩文

雁がねの帰るつばさにはるばると  
言葉の花をかけて送らむ

〈護得久朝置の和歌〉

新しくつめる木の芽ははるばると

都の春に匂ひけるかな

〈普天間助蔵の和歌〉

富川のうしより、これなん久米具志川な

る上江洲老翁の手摘の茶なりとて給はり  
ける。是にひと言ほぎてよとあるにつた  
なきを忘れて、かくなん。

くむたびににはふ情けの深きゆえ  
こころさへにぞ澄み渡りぬる

### 九、「掛床御字の事」について

掛床「世濟其美」は、一七四九年尚敬王の時、先祖以来の功績によつて、拝領したものである。一七五五年には、その保管庫として瓦葺の申請をしたところ、三間角の許可を受けた。

智俊の代に至つて、この掛床の譲を久米村の学者鄭元偉に頼んだ。それは一八四八年、間切疲労のため、上国を命ぜられて首里に九ヶ月滞在したときのことである。この詩文を板に刻み持ち帰った。これも現存しているが、あまり知られていないので、全文を紹介しておきたい。

## 東國興草

出海涯恰想鍾靈建溪產況來積  
話題詩事可誇老我渾忘才力去

出海涯恰想鍾靈建溪產況來積  
話題詩事可誇老我渾忘才力去



1749年尚敬王の時拝領した  
「世濟其美」の扁額

姑米具志川郡有名上江洲者其始祖以来善群恤貧救饑凡郡中之事不論粗細酌宜照料土民莫不感服至七世孫克繼箕裘積善累美乾隆十四年先王御諱敬特賜御書世濟其美四字以昭褒嘉計自始祖至上江洲已十世皆任地頭代職功名並著子孫蕃昌一日有上江洲來家逐細說明並乞誌其事嗟乎隔海小島有善行如此而沐異寵者誠是罕世之榮光也因誌其事並賦詩

一章

善行忠勤世繼芳 御書彩映海山光

褒言四字恩綸厚 知是君家奕葉昌

道光廿八年戊申孟夏 紫金大夫鄭元偉書

印

同治十一壬申年九月吉旦

家記

前地頭代石垣之

上江洲親雲上

同治十一年壬申年九月吉旦  
當歲七十八十世前地頭代

此家記家中壹篇の事を書記置申候間、親子兄弟の外他見無用可仕事

(八)一 掛床御写之事

(六)一 遺言之事

(四)一 仕明御手形之事

(二)一 墓所之事

(一)一 屋敷之事

(三)一 仕明田之事

(五)一 家内治方之事

(七)一 平良辻山茶敷

之事

一 藏元日記より抜書

候。

一 首里親雲上御事、萬曆八庚辰年御出生之由ニテ、御弐拾四五歳之比<sup>(1)</sup>被成開闢候由。同治十一壬申年迄式百七拾六七年程、相成可申と存当申抱護之福木并石垣破壊之節ハ、因有形を以即々加修甫候様可仕事。

附

一 平なしや并新垣<sup>(5)</sup>之前又ハ大東門大屋門此四ヶ所掛杠之儀、私屋敷第<sup>(7)</sup>一之風水所相成由候間、此段致存知杠破壊之節村所より修甫及延引候ハ

バ、手前ニても早々可相調事。

一 東之門所持仕明田芋田畦江先祖より植付被置候松之儀、辰之方當候バ自家始祖首里親雲上御事、萬曆八庚辰年御出生有て、御成人之後所持屋敷為被成開闢由ニテ、數百年を経先祖之御様子并子孫御教訓之儀ニ付

夫人之為子孫は其家之由來を知、其家を治候儀、第一之職務ニ候。然バ自家始祖首里親雲上御事、萬曆八庚辰年御出生有て、御成人之後所持屋敷為被成開闢由ニテ、數百年を経先祖之御様子并子孫御教訓之儀ニ付

ては、曾祖父上江洲親雲上より御書記被置事候得共、家屋敷并墓所仕明田其外却て之様子御書記無御座、至後世忘失之儀共有之候ては、子孫之本意不相立、是以惜ニ存此節伝之程大略書記申候。子々孫々先祖之御苦勞を知、讓之家財全致守護、世々之嫡々江致次渡、先祖江之孝儀向無怠被相勤度所希候以上。

事。

一 村敷并屋敷之儀、於何方ニも辰戌丑未之方欠候てハ不宜段、風水之

書ニ相見得候由有之候間、此旨致存知右之四ヶ所抱護相堅候様可仕事。

一 屋敷前表抱護茂候儀、風水之法相叶不申候処、所持屋敷之儀風當強所ニテ、抱護薄候てハ大風之節々念遣之事候処、堅固ニ付てハ何方江罷

有候ても、右之念遣無之ニ付当分通茂候儀、法ニ相叶候段風水見より被

仰聞候段先祖より之伝有之候間、可有存知事。

一家之名前村渠并大東・太屋此三ヶ所屋敷之儀、所持屋敷之為風水相

成候段伝有之候間、前条同断。

一 東水道之儀、所持屋敷第一成風水相成由候間、前条同断。

一 所持屋敷東西江附居候(1)小林之儀も前条同断。

一 前庭并靈前下又ハ床下此三ヶ所江自然有石之儀も前条同断。

一 圈之外喜如嘉東道式筋より所持屋敷江突当之所江自然有石式(2)ツ、并

同所西道より右同之所江有之候大石壺(3)ツ、又ハ馬屋後之当小林内江有之

候大石壺(4)ツ、馬屋南風表圈内江有之候大石壺(5)ツ、平なしや所持之藏廻ニ

有之候大石三ツ、是又風水之由候間、前条同断。

西辺三て此辺高良村渠と唱候儀、基所持屋敷竹山三付、竹荒村渠と申唱より相移于今高良村渠と申由伝有之候事。

註(1) 首里親雲上智隆。家譜には三代とある。

(2) 雍正・乾隆年間一六代智意のころと言われる。

(3) 家屋敷の方位・場所の吉しあしを検分する専門家。那覇の久米村から來た。

(4) 一六〇三～四年ごろ。

(5) 地名。ここに「君南風」という神職の役地があつた。

(6) 「新疆のまきよ」の根所。北西の角向いにある。

(7) (8) 地名。

(9) 水イモ栽培用の田。一般に集落の近くにあつた。

(10) メンダカリ、オホーガリ、テーヤはともに屋敷名。上江洲の前にある屋敷。

(11) 石垣の外にある福木林。

(12) 喜如嘉は屋号。後にある屋敷。

(13) 高倉のこと。

## 二 墓所之事

はな崎并小港・けんざく三ヶ原先祖墓之儀損所相出来候付、加修甫每

度心懸為罷在事候得共、年来相經候付容易手を附候様難仕延引相成候中、

咸豐九己未年正月十六日御焼香ニ參上拝調部仕候得バ、三ヶ所共及大破

二適先祖之御住所右通之次第圍廻其併召置候様ニも難成、同年五月私地

頭代役之時病氣養生用之節を以訴申出、同廿二日兼城泊出帆、態々致上

國長浜親雲上江占頼上候処、三ヶ所共修甫及延引安置之亡祖父母共安心

無之構様相見得候。尤修甫之年月ハ當未年六七八月ニ相当候間、早々

修甫可取付旨占書等被成下段ニ被仰聞候付、早速石細工若狭町村金城筑登之雇入、糸満(7)くり舟式艘組江乗合六月十八日那覇川出帆、渡名喜島潮(8)から來た。

懸、同廿日兼城泊下着、同廿一日より仕口取付所中石ニ勝手之者共六人、  
是又貨米を以頼入積場江ハ上江洲村我那霸筑登之親雲上并右金城筑登之

兩人、石取調方ハ私手元ニして勝手之者相合折角相勵ケ、十一月五日迄

三ヶ所共首尾能相調翌六日吉日ニ付、親類中相合御祭等相済申候。尤修

甫之手筋并安置之亡祖父母、又ハ御墓之様子左ニ記。

附 本行墓三ヶ所修甫二件ニ付長浜親雲上占書別紙毫通格護有之候。

### ○はな崎墓之事

一 はな崎墓之儀前面海石ニテ積立被置候故、弱相成候付、向所寸法彼  
是不相替本之俟阿け石ニテ積調申候事。

附 此墓基兼城村小浜と申家之元祖より相仕立為申由候處、罔匱相

知困申候。尤安置之厨子左之通。

正面中央江居付被置候私元祖首里親雲上御夫婦ニて候、

一 角厨子壱ツ

但銘書順治十九年己丑滿喜歲七拾大名首里親雲上と被相記候。然處位  
牌江ハ、順治六年己丑年と被相記候。尤順治年ハ十八年迄之事ニて、厨  
子銘書筆違之様相見得申候。

高良之浜川にや元祖ニて候。首里親雲上引□右表江居付被置候。

一 丸厨子壱ツ<sup>(16)</sup>

但銘書大捷西平にやと被相記候。彼西平御事、首里親雲上為ニハ御嫡

孫、小港墓江安置之西平親雲上為ニハ御長男之由、旧記并伝有之候。

是ハ首里親雲上御母兼城村小浜之先祖ニて候。

一 丸厨子壱ツ

但銘書小浜之大は□□と記候。

一 丸厨子壱ツ

但銘書小浜之阿んしと被相記候。

一 同厨子壱ツ

但右同浜川大筑又ハ同人妻と被相記候。

一 同厨子壱ツ

但右同我那霸之阿もと被相記候。

一 同厨子壱ツ

但右同式ツ共大中大筑と被相記候。

一 同厨子式ツ

但右同式ツ共大中大筑と被相記候。

一 同厨子壱ツ

但銘書無之候。然バ仲泊大屋と申家之元祖むた筑と申大勇之者、骨組  
相□□為申由伝有之候處、□□厨子江安置之死骨腰中骨解不申□□題ニ  
てかと存当申候。

一 丸厨子式拾壱ツ

但銘書無之候。然バはな崎墓之儀基小浜先祖より相仕立為申由候付、  
彼先祖之儀厨子式ツハ上座ニ銘書有之候處、本行厨子も園内ニテ廻因と  
存当申候。

合厨子三拾壱ツ

附

墓上岩辻江松茂候而ハ内江ひぢ差入、岩弱相成候方ニ見及申候間、小

浜之子孫江不斷相達、正月十六日掃除之砌伐除け候様可仕事。

一 此墓風水宜由候處、風水所□□不申候事。

### ○小港墓之事

一 小港墓之儀、内奥入九尺横壠丈四尺仕付奥并右表江棚壠ツ完、左江八棚無三て仕合被置候処、奥并右表より土交之石粉故多もり落、厨子土二被埋候も有之、諸木之ひぢ差入候も有之候付、親類中吟味之上、幸天井真中石粉(19)こはり相当候付、是二本付奥入六尺五寸横六尺ニ相究、奥より武尺、前より五寸、左より武尺、右より□尺相調□方積立、尤奥并左右江棚壠ツ完、都合棚三ツ彌合、且又土地ハ奥入五尺、横三尺ニ相調置申候事。

附 此墓二世西平親雲上御病氣之時、三世上江洲親雲上より普請為被成由伝有之候。西平親雲上御事、康熙三年年御死去ニ付、同治十一壬申年迄武百九年相成候。

尤安置之厨子左之通

奥棚中央江居付

一 角厨子壠ツ

但銘書康熙三年辰五月廿九日、寿五拾式、西平親雲上思武太、且又同念八天己巳正月廿三日、歲七拾七、前君南風と被相記候。

一 同厨子壠ツ

但右同康熙式拾八年己巳正月十八日、歲四十八久根城撻母と被相記候付、相糺候四、けんさく墓江安置之三世上江洲親雲上御内儀之由ニて候。右上江洲親雲上御長男西内間之夫地頭嘉手苅元祖上江洲親雲上御事。大

捷役之時一往久根城捷と唱候因其通相記被置筈之段伝有之候。

一 丸厨子壠ツ

但右同康熙四拾七年五月前西銘園妻思戸と被相記候。〔本文思戸事、旧記段記段々相糺候得共先祖何某妻子と相分不申候。〕

一 丸厨子壠ツ

但銘書康熙四拾六年丁亥七月廿三日樽と被相記候。〔本文樽事、旧記段々相糺候得共前条同断。〕

一 角厨子壠ツ

但右同乾隆四拾年乙未五月六日、行年三拾六上江洲捷上江洲にやと被相記候。

一 丸厨子壠ツ

但右同嘉慶式年丁巳三月三日、前大捷上江洲母と被相記候。〔是ハ東赤ましや西銘捷上里筑登之燒香崇申候。此死骨同治二癸亥年祭主肩書之上里筑登之富里原江新三墓所致普請候付、同年彼所江引越申候事。〕

一 同厨子壠ツ

但銘書無之候。〔是ハ六世上江洲親雲上妻高良之二良仲地元祖首里桃原村無系志喜真筑親雲上女子武樽ニて候因と存当申候。〕

合厨子七ツ

附

一 此墓龍之頭をたれて大海を渡之山形ニテ、南風之崎前夫地頭仲地村仲村渠親雲上先祖墓ハ頭之形、てかぢ之瀬ハかうと之形、小港平上之口よりあし川原迄引続候松尾ハ体之形、てかぢ浜通ニ有之候黒石ハ諸人朝

する之形、喜仁森ハ如宝珠之姿、私先祖墓ハ龍之胸ニ当候由伝有之候間、此旨致存知前条之風水所守護可入念事。<sup>(26)</sup>

一 墓向之当川東之はら江有之候瀨之儀、私墓風水之由候處、向後小港工修甫之節か其外人々入用ニ付割取候儀共可有之哉、念遣至極存申候間、右様之節ハ真平願立を以、不割様蒙御匱免度所希候。

一 小港かわら之儀、墓第一成風水所之由候間、可有存知事。

一 墓近諸木萌茂候てハ、岩弱相成□□屋形江之諸木ハ内江ひち差入甚差障候間、不斷氣を附、罷在候て萌出次第即々引捨候様、尤先ニ寄屋形江餅なり不付申候て不叶段見及候ハバ、早々其通可仕事。

### ○けんさく墓之事

けんさく墓之儀、海石ニテ相調被置候処、八九寸程前表江相因しり、且屋屋形江ハ石粉入不申土ニテ相調被置候故、諸草萌茂每雨墓内江水多もり入候様子相見得候付、固所又ハ内外寸法彼是不相替、本々之通阿ケ石ニテ調替仕申候。然處墓内奥入六尺五寸、横四尺五寸ニテ相調奥江幅二尺之棚壠ツ仕合厨子八ツ之内三ツハ右之棚江志ち合、五ツハ土地江居付被置候處、此五ツハ草木之ひぢ厨子之差入候も有之候付、奥之棚三ツ左右江壠ツ完都合棚五ツ仕合、壠番棚中央江墓仕立御主三世上江洲親雲上御厨子壠ツ居付、夫より一番三番左右棚江昭穆之次第を以致安置候事。

附 此墓康熙四拾己年、三世上江洲親雲上普請為被成段、墓内江格護之牌文ニ相記被置、同治十一年壬申年迄百七拾弐年相成申候。

尤安置之厨子左之通

一 角厨子壠ツ<sup>(28)</sup>

但銘書康熙四拾八年己丑三月廿四日死去、寿七拾前上江洲親雲上智源、同式拾八年己正月十八日寿四拾八、智源妻恩武太と被相記候。

一 角厨子壠ツ

但銘書雍正拾壬子年二月十六日、寿五拾七上江洲親雲上と被相記候。

一 同厨子壠ツ

但右同乾隆三拾六年辛卯十一月二日死去、寿九拾四上江洲親雲上妻思戸と被相記候。

一 口同厨子壠ツ

但右同乾隆十壹年内寅二月、前上江洲親雲上と被相記候。（本文上江洲親雲上御事位牌ニも相立不申ニ付、相糺候得共相分不申候）

一 同厨子壠ツ

但右同乾隆式拾七年壬午五月五日死去、上江洲親雲上、同五年庚申二月廿二日死去、歲式拾七上江洲親雲上智英妻武太と被相記候。<sup>(29)</sup>

一 角厨子壠ツ

但銘書乾隆三拾六年辛卯七月七日寿五拾四歳前上江洲親雲上智英後室真牛と被相記候。（長浜親雲上依占同治六丁卯年十一月、美里川原西平仲之首里大屋子與世盛筑登之墓より迎越置申候）

一 同厨子壠ツ

但右同乾隆三拾八年癸巳四月四日死去、寿三拾六首里大屋子上江洲筑登之と被相記候。

但右同乾隆六年四月と被相記余ハ薄墨ニテ相見得不申候。（此厨子何某

と相知不申候)

### 一 同厨子壱ツ

但右同乾隆三拾弐年丁亥二月十三日死去、寿九歳上江洲親雲上智英六  
男松と被相記候。

### 合厨子九ツ

附

一 此墓龜山ニテ四方より水致通流候儀、第一之風水之由伝有之候間、  
此旨可有存知事。

一 新田山之儀、是又風水所之由候間、近辺御檢地田方ニ差障不申様諸  
木可為盛生事。

一 新溝のろおゑか地田方之畦江有之候松<sup>(31)</sup>之儀も村中風水之為植付被置  
由候処、私けんさく墓風水ニも相成候段、伝有之候間可有存知事。

附 墓成就早速供養又ハ御骨移上可申之處、其時私地頭代役被仰付、表

一 墓西表新溝水道上下畦道之松、可伐除旨先年風水見より之書置格護  
有之候間、其通可仕事。

附 墓成就早速供養又ハ御骨移上可申之處、其時私地頭代役被仰付、表  
御方より出物御用布調方一件三付御用有之、上國仕候付、召延申候。  
尤年数并安置之厨子記二不及候。

一 墓近諸木萌茂候てハ、茂疎凡人之墓身分不相應相成不宜段、風水見  
每より被仰聞候<sup>(32)</sup>上墓内江ひぢ差入候間不斷致見繕、山境印部置候通拂除  
入念、諸木萌出次第即々可伐除事。

一 此墓氣脉之儀、富祖古山より大城山江差通、山口原西銘村中平仲之  
前夫地頭山里筑登之仕明田南風之崎江廻、墓所江通候由風水見より被仰  
聞候間、右山里仕明田南風之崎より墓地江之山林引続盛生させ候様、取分  
け可入念事。

一 墓前より西江之小道、風水之為差通被置候間、差障候草木不斷伐除  
承知仕居申候間、屋形之餅團圓候節早々ぬり替可仕事。

### ○美里川墓之事

一 美里川墓之儀、先祖より墓居敷之所江印部等被立置、尤先祖墓江八  
狹有之永々難相用得候付、道光拾壹辛卯年私上國之節、那霸高志武筑親  
雲上江墓仕立之占頼上候處、何連之筋新ニ墓仕立方無之候て不叶段、卦易  
二相□候間、早々普請可被付旨占書等被下、分けて仰聞候付、早速風水  
見久米村高嶺里親雲上頼上、同六月御烈渡、右墓敷之所掛御目二候處、  
風水宜由高志武占書之通無異儀ニ付、即より石調方取付居候中、石勝手<sup>(33)</sup>  
之者真和志間切天久村仁王比嘉と申者流刑被仰付罷渡候付頼入、私并下  
人かめ新垣、又ハ所中石勝手之者共頼入、折角相勵ケ、四年目道光拾四  
年甲午七月二ハ、石細工仲島之赤領筑登之、同比嘉筑登之、同宜保にや  
合三人雇下、右仁王比嘉又ハ下人かめ新垣相合、同年十一月迄首尾能相  
調翌十五年乙未二月致供養<sup>(40)</sup>、亡祖父母并亡母御骨まいしやら原東内間之  
墓より移上申候事。

一 富祖古山之儀、此墓之為天倉と申風水所之由伝有之候間、前条同断。

一 墓西表新溝水道上下畦道之松、可伐除旨先年風水見より之書置格護

有之候間、其通可仕事。

附

ケ、人々往通有之候様可仕事。

一 平良辻山之儀、案山と申墓第一之風水所相成由候間、可有存知事。

一 前表田之畦江有之候印土手森之儀、是又風水所之由候間、前条同断。<sup>(42)</sup>

一 大<sup>(43)</sup>当之墓前表上江洲村百姓地田方南風之崎西表江有之候小林之儀、

前条同断ニ付墓絵図も印部被置候間、盛生させ候様可仕事。

一 墓東より相通候川之儀、青龍と申第一之風水所之段前条同断。絵図

ニも印部被置候間可有存知事。

一 墓近諸木萌茂候てハ不宜由候間、けんさく墓条書之通、諸木萌出次

第即々伐除事。

一 墓屋形餅之儀も前条けんさく墓同断可仕事。

右墓四ヶ所修甫一件并安置之御人數又ハ風水所伝之程如斯候。然バ親祖父之御住所守護入念候儀、子孫第一之勤候處、萬一墓内江雨もり入候か、又ハ諸木之ひぢ差入候儀共有之候てハ、子孫の本意不相立儀ハ勿論、善風水も悪敷相成候段風水見毎より委細承知仕居申候間、此旨致納得御墓所不斷參上拝調部方入念候様、子々孫々無伝失次渡有之度所希候。

註(1)(2)(3) 地名

(4) 一八五九年。

(5) 正月十六日は現在に至るまで墓参が行なわれる。

(6) 久米村の易者か。

(7) 那覇の若狭町村から石工を雇い入れている。

(8) 糸満船籍の割り舟の意か。二艘合わせにして帆をつけ、早船にした。

(9) 那覇港

(10) シクチ。仕事。

(11) サンゴ石灰岩

(12) 陸地にある堅い石灰岩

(13) 屋敷名

(14) 素焼の家型厨子。文字が刻みこまれている。

(15) 家譜には「満計」とある。

(16) 小港墓へ葬つた智園の長男。彼は分家した。

(17) 大屋は本家に当る屋敷名。この墓は寄合墓形式である。

(18) 木の根。

(19) 堅い所。

(20) 家譜には四世とある。西平親雲上智園<sup>(ちゅうえん)</sup>(一六一三~一六六四)

(21) 家譜には五世とある。上江洲親雲上智源。

(22) 仲地から嫁に来た。君南風<sup>(チンブイ)</sup>は久島の十名のノロの上に立つ神職。

(23) のち上江洲親雲上智長。「西内間」は屋敷名。

(24) 六世智意が首里奉公中に愛を交わした女性で、二人の間に娘思佐良が生まれた。母娘はのち久米島へ呼び寄せられ、別屋敷に居を構えた。

(25) 太史氏本家の墓。

(26) チーミ山。俗にガラサー森とも言つた。御嶽である。

(27) 一七〇一年。唐墓（亀甲墓の祖型）としては古い方に属する。

(28) 寄せ棟形式の屋根にシャチホコが小さくついている。素焼家型形式で、乾隆年間に多く作られた厨子甕。

(29)

百石

一七〇四、一七六一。この人の時最も栄えたといわれている。「百石上江洲」の異名をもつ。

地江、（ ）堀重置申候間、此旨致調得難有奉存、位牌同前守護入念世々之嫡々江次渡有之度所希候。

### ○仕明田坪高之事

あし川原手形表 仕明人上江洲親雲上

一 田方弐千四拾三坪九分

内

先祖より堀調讓來候、御竿<sup>(2)</sup>入帳表

一 千五百三拾弐坪

亡父上江洲親雲上并私より堀重置申候

一 五百拾壹坪九分

亡父上江洲親雲上并私より堀重置申候

一 五百拾壹坪九分

かんぢやまし原右同、上江洲親雲上

一 田方千五百五拾七坪五分

内

先祖より堀調讓來候、御竿人帳表

一 九百七拾壹坪

亡父上江洲親雲上并私より堀重置申候

一 五百八拾六坪五分

亡父上江洲親雲上并私より堀重置申候

一 同三百八拾九坪

### 三、仕明田之事

所持仕明田之儀、元祖以来世々之祖父より子々孫々之為、段々御苦勞を以御手つから堀調讓來候ニ付テハ、他ノ讓仕明トハ訛も相替候。就てハ九世亡父上江洲親雲上并私ニも、先祖之御志を繼請猶又右之仕明田余

こねんさく原、右同上江洲親雲上  
大溝のはな原、右同上江洲親雲上

一 同六百拾九坪

かな浜原、右同上江洲親雲上

一 同三百武拾九坪

但竿入帳表四百武拾五坪二付相糺候處本行通ニて候

まゝとんた原、右同上江洲親雲上

一 同六拾三坪

但此壹行御竿入帳ハ有之候得共、御手形ハ合不申候。藏元仕明御手

形認帳相糺候處、是ニも相見得不申ニ付、致吟味候處、印部土手阿  
し川原と被相記候付、同原御手形之内ニ相込被置候哉と存當居候。

上江洲後原御手形表、仕明人上江洲親雲上

一 田方七拾八坪

石嶺門原、右同にしひら内かまたと被相記候付、二世西平親雲上御仕明ニて候か

一 同七拾八坪

東之門田芋田、右同ニ付御同人右同

御竿入帳之外坪過ニ付、余地ニ堀重被置候。

内拾壹坪五分

太屋原樋之口、右同御同人右同

一 同

但此壹行、水口表江武百八拾七坪致畦作、其内三ましニテ武拾坪程  
相耕來、余ハ山野保六升六合六勺七才之御手形御竿御申請を以譲來候

一 同  
但最寄用水便宜有之候付、早々田ニ召成度段々心懸為罷在事候得共、  
外ニ仕口多延引相成申候間、畠拵之砌漸々致畦作先様田ニ召成候様  
可仕事。

付、道光武拾五已年より仕口取付、尤右水口表江致畦作置候等も水  
道より揚候故、水持入方不相成前々より捨被置候付、堀下ヶ拾武ま

申玉那霸道両方、尤西ハ川渥迄ニて候。

(4)

こまじ原仕明之願蒙御免候絵図朱引本紙ハ藏元地頭代帳箱、写ハ自家帳箱ニ  
格護有之候。

一 山野

但最寄用水便宜有之候付、早々田ニ召成度段々心懸為罷在事候得共、  
外ニ仕口多延引相成申候間、畠拵之砌漸々致畦作先様田ニ召成候様  
可仕事。

こまじ原仕明之願蒙御免候絵図朱引藏許地頭代帳箱ニ格護有之候。是ハ新島ト

しこて本行之通、私より四百三拾人余之人夫を以、田ニ召成候ニ付、  
旱之節々あし川原仕明之江之水込所便ニも相成申候。

高水口原御手形表、仕明人文子西銘

一 田方百七拾四坪

内

先祖より譲来候 御竿入帳表上七ましニテ

一 五拾七坪

私より堀重置申候下壹ましニテ

一 百拾七坪

はけたけ前原、仕明人脇文子

一 同七拾八坪

なかもね原、右同大田親雲上

一 同武百六拾六坪

一  
同

但當節所中人居不足ニ付、急ニ田方難召成候得共、遍ニ先祖より永

々子孫之為段々御苦勞を以御求讓來、剩先様人居繁榮之節大粧為筋相成候儀、案中之事候間、格護入念時節を可待入事。<sup>(5)</sup>

東のろ松式屋敷之内後表之等

一 屋敷壱敷 坪ニシテ（）

前表之等、西のろ松後古屋敷返地ニシテ村所江相渡置申候、外壱屋敷。

但仕明地として蒙御免先祖より譲來候。然處漸々人居致繁榮、屋敷閑合至て可差支と存当申候間、格護入念先様子孫共ヶ所立之者江相渡候共吟味次第可取計候。尤繪図朱引之儀、本紙ハ藏元地頭代帳箱、写ハ自家帳箱に格護有之候。<sup>(7)</sup>

西のろ松後

一同壱敷 坪ニシテ（）

但基里山ニて候を、手沙汰を以山林伐除ケ、坂成嶮岨之所引直屋敷

ニ召成、私弟富山にや住家作調置候処、如何様風水不宜候哉、無間も富山夫婦相果、其外段々不祥之儀のみ有之、屋敷替明屋敷相成候

付、前条外書屋敷ハ村所江相渡、本行屋敷之儀ハ私より請取、村中奉公人百姓中連名之証拠書別紙壱対格護有之候。

大東門江有之候式まし二て

一 田方

但基余地ニ付先祖より切にら植所仕来候処、私より田ニ召成置申候間、格護可入念事。

右拾七行、元祖以来世々之祖父母様より、永々嫡々之為段々御苦勞を以御求讓來候間、御手形并御竿入帳見合を以、納得之上位牌同前守護可入念事。

わさん田原、仕明人なべ富里

一 田方弐百五拾四坪

但西銘村故前村渠筑親雲上所持ニて候処、前村渠存箇ノ砌、私所持久真地川尻仕明田壱ましニて六拾坪之等田芋田相拵之所と見及、前村渠依望ニ永々最寄替仕、御手形等請取置申候。尤先祖より之譲右様續替等之手筋不成合事候得共、所持右仕明之儀跡々より圍<sup>(8)</sup>為植付所仕来候処、牛馬より踏荒一切用弁ニハ不相成、本行仕明ハ坪延其上最寄用水之便旁勝手能相成候付、前条通取計仕置申候。

同原仕明人うま具志頭

一 同四拾四坪

同原右同うま具志川内たら

一 同百三拾坪

合田方百七拾四坪

但前地頭代阿い草之上江洲親雲上所持ニて候処、私より代金を以買入置申候。<sup>(9)</sup>

たかんたし原仕明人小浜かな

一 同百八拾武坪  
同所仕明人仁王中城 □

一 同百拾七坪

但式行前地頭代高良之上江洲親雲上并大田村かめ糸数両人より買入

置申候。

右五行私より繰替並買入置申候間、前条同断。

惣合田方

先祖より譲来候仕明之内、前条江相記置候わざんた原返地として、

前村渠筑親雲上江相渡置候久真地川尻毫まし除。

外六拾坪

惣合屋敷式敷

久米具志川間切 西 銘 村  
阿し川原、竿迦<sup>(1)</sup>より成ル

下田式畝式拾歩 武斗六升六合六勺七才

上江洲親雲上

同所右同

下田八歩 武升六六合六勺七才

同人

同所右同

下田四歩 壱升三合三勺三才

同人

あらきりのさく原右同

下田式歩 壱升六勺七才

同人

一七一三年の西銘・上江洲の大火で百十六世帯が焼け出され、そのな

かから翌年二十三世帯が移転してできた新しい村。のち「久間地」へ移転したといわれる。

(5) 現在は人が少ないので、時節を待つて開墾するように、の意。

(6) 先祖以来仕明地として許可を受けているが、最近では人口もふえ、

屋敷も窮屈なので、大事に保護し、子孫が分家の際話合つて譲り与えること、の意。

(7) 「のろ松」は屋敷名。ノロのマキヨの意か。

(8) イ草のことか。

(9) 屋敷名。エーグサと呼ぶ。

(10) 屋敷名。

#### 四、仕明田御手形之事

たへ屋つち原右同

下田拾歩 三升三合三勺三才

せりきやこ原右同 (大溝のはな之事)<sup>(2)</sup>

同人

下田拾五歩 五升

同所右同 (右同)

下田武拾歩 六升六合六勺七才

同人

たへ屋原右同 (高水口之事)

仕明人文子

下田五歩 壱升六合六勺七才

西銘

同間切 上江洲村

阿し川原右同 (はけたけ前原六まし事)

仕明人

下田三歩 壱升

脇文子

合田方七斗壹升壹才

但嘉慶八年癸亥三月西銘村大文子山里にや西ニて候。面付之御手形壹冊表。

形壹冊表。

久米具志川間切 西銘村

きよらくすこ原、竿迹より成ル (是より下四行こねんさく原之事)

仕明人

下田壹歩 三合三勺三才

同所右同

下田壹歩 三合三勺三才

同所右同

下田壹歩 三合三勺三才

同所右同

下田壹歩 三合三勺三才

はけたけ原合同 (是より下三行かんぢやまし原之事)

同人

下田武拾歩 六合六勺七才

同人

下田壹畠拾歩 壱斗三升三合三勺三才

同人

三斗九升三合三勺貳才之内

合田方壹斗五升九合九勺九才

御手形表中原現地さく原ニて候、耕方不能成所ニて、先年中平仲之  
前夫地頭浜川親雲上親父江壳渡候付、此外書之御高ハ彼帳内江引越  
置申候。右ニ付奉訴、此高ハ御消除ケ彼方ハ新御手形申請させ渡奉  
存候。

外下田武畠拾歩 貳斗三升三合三勺三才

但嘉慶八年癸亥三月上江洲村浜川にや面付之御手形壹冊表。

久米具志川間切 西銘村

かな浜原竿迹より成ル<sup>(3)</sup>

仕明人

下田拾武歩 四升

上江洲親雲上

但嘉慶八年癸亥三月西銘村前上江洲親雲上面付之御手形壹冊表。  
はけたけ原、仕明人にしひら内かまた御手形表 上江洲親雲上(此壹行太屋原

権之所新田之事)

下田式拾歩 六升六合六勺七才

石ら原右同 (此壱行石嶺門原□□まし之事)

中田壱畝 壱斗式升

たいら原右同 (此壱行東之門田芋田之事)

中田九歩 三升六合

合田方式升式斗式合六勺七才

但雍正九年辛亥十二月二日之御手形壱冊有之候段、藏許總帳ニ相記

被置候処、白蟻相付為申哉有合不申ニ付、奉訴申請度存當申候。

久米具志川間切 西 銘 村

めんさと川原 (是より下式行わざんた原之事) 仕明人

下田拾式歩 四升

同 所

下田壱歩 三合三勺三才

御手形表四升六合六勺六才之内

合田方四升三合三勺三才

新みそ原下田壱歩、地主前村渠筑親雲上子孫より相耕申候。

外三合三勺三才

但乾隆八年癸亥六月廿五日西銘村くろは富里一面付之御手形壱冊表。

久米具志川間切 仲 地 村  
なかみね原、竿迦より成ル

仕明人

大田親雲上

但嘉慶八年癸亥三月、山里村脇文子上江洲にや面付之御手形壱冊表。

同所有同 (此御手形ハ仲地村前仲村渠親雲上格護ニて候)

下田式歩 六合六勺七才

同 人

下田拾四歩 四升六合六勺七才

うま具志頭 仕明入

但現地ハ、前条私より相耕候なかミね原仕明之内ニて候。此御手形基壱升六合六勺七才御高之由候処、如何様之訳為有之哉、本行之分ハ御高相分ケ空御手形計仲地村前夫地頭仲村渠親雲上帳内江組入被置候付、現地表本行之御高此方帳内江引越置申候。右ニ付奉訴右仲村渠格護之御手形ハ御消除ケ前条私格護之御手形ニ組入度存當居申候。

ハ御高相分ケ空御手形計仲地村前夫地頭仲村渠親雲上帳内江組入被置候付、現地表本行之御高此方帳内江引越置申候。右ニ付奉訴右仲村渠格護之御手形ハ御消除ケ前条私格護之御手形ニ組入度存當居申候。

めんさと川原 (是より下式行わざんた原之事) 仕明人

なべ富里

同 所

下田壱歩 三合三勺三才

御手形表四升六合六勺六才之内

合田方四升三合三勺三才

新みそ原下田壱歩、地主前村渠筑親雲上子孫より相耕申候。

外三合三勺三才

但乾隆八年癸亥六月廿五日西銘村くろは富里一面付之御手形壱冊表。

尤是ハ前条相記置候こまじ川尻仕明田壱まし返地として請取置候わ

さんた原仕明ニて候。右ニ付本行之御高ハ此御手形之内より御消除ケ外書三合三勺三才之御手形ニ召成、前村渠子孫江相渡、私ハ新御

手形之願申上度存居候処、いまた相遂不申候。

いさそ原 (わざんた原之事)

うま具志頭 仕明入

但前地頭代阿い草之上江洲親雲上より買入置申候。尤乾隆八年癸亥

六月廿五日之御手形壹冊有之候段、藏許總帳ニ相記被置候処、有合

不申ニ付、奉訴申請度存當居申候。

かたいらご原（わさんた原之事）仕明人うま具志川内

下田武歩 六合六勺七才

同所 たら

下田三歩 壱升

同人

但武行買入方并御手形前条同断

たかんたし原、竿迦より成ル

仕明人

下田拾歩 三升三合三勺三才

小浜かな

但乾隆三拾四年己丑十二月、兼城村山里にや面付之御手形壹冊表。

前地頭代高良之上江洲親雲上より買入置申候。

たかんたし原、竿迦より成ル

仕明人

下田九歩 三升

仁牛仲城団

但乾隆三拾四年己丑十二月、大田村たる仲座面付之御手形壹冊表。

同村かめ糸数より買入置申候。

是村所上納米帳表之仕明高ニて候

惣合壹石三斗武升九合三勺四才

内

阿し川原御手形表点數ノ候て御高

一 五斗六升六合六勺七才

大溝之はな原右同

一 壱斗 壱升六合六勺七才

高水口原右同

一 壱升六合六勺七才

はげたけ前原右同

一 壱升

こねんさく原右同

一 壱升三合三勺武才

かんぢやまし原右同

一 壱斗四升六合六勺七才

かなはま原右同

一 四升

たへ屋原右同

一 六升六合六勺七才

石嶺門原右同

一 壱斗武升

東之門田芋田右同

一 三升六合

上江洲之後右同

一 壱升

なかみね原右同

一 壱升六合六勺七才

わさんた原右同

一 壱斗六合六勺七才

たかんたし原右同

一 六升三合三勺三才

是村所上納米帳表之仕明高ニテ候

メ 壱石三斗弐升九合三勺四才

## 附

一本行仕明之儀御手形別々相成、格護方差支候儀ハ勿論依人体遍ニ譲之仕明取掠、次男以下之子供江相与度存念之方も可有之哉、依之壱帳ニ相總讓渡度素より之念望罷有事候處、いまた相遂不申候間、右之手筋行届度所希候。

一位牌同前嫡々江譲之、仕明掠取情念ニ任し、次男以下之子供江相与候筋ニ成候てハ、終ニ先祖江之孝儀向何様可取繕哉。其以念遺之事候間右之方便可有遠慮事。

一年來相經候付、混乱も可有之哉、且余地堀重闊有之、依之現坪相度糺素より之念望罷在事候間、先ニ寄右之手筋行届候様可仕事。

一 印土手相失候てハ遍ニ譲之仕明混乱之基相成候儀案中之事候間、不斷致見調部仕明同前守護可入念事。

一大溝之はな原八まし、太良辻原壱まし、石嶺門原壱まし、上江洲之後原式まし、かなはま原壱まし、細田相成耕方差支為申哉畦払働被置由候間、可有存知事。

一 はけたけ前原六ましニ而七拾八坪、大溝之はな原式ましニて三拾坪、如何混乱為仕哉、人々より相耕候付、糺方を以請取置候中、高所御役人

嵩原里親雲上所中為御下知方御渡海ニ付、申出再御紀等被成、弥其通相濟申候事。

一 久真地川尻前条ニ相記置候わざんた返地として、前村渠筑親雲上江相渡置候仕明田方壱まし之儀、基鯉魚飼用として私先祖四世<sup>(6)</sup>上江洲親雲智慧より堀調為申付由候間、此旨可有存知事。

註(1) さおはずれ。測量し、竿入帳に記載された以外の土地。

(2) 地名に多少の変化が見られる。大溝の末流あたりの地名。

(3) 中平伸は屋敷名。夫地頭は、間切役人の高位の者。久米島の具志川・仲里の場合夫地頭六名のうち一人が地頭代になつた。

(4) 原名。「新溝」はそれ以前にあつた「大溝」に對して名づけた。どちらも白瀬川に源を発する長い水道。「大溝」の端の消えるあたりを「大溝のはな」と言つた。

(5) 測量の基準になる土手。

(6) 智意は家譜に六世となつてゐる。

## 五、家内治方之事

一家を治之第一ハ、下人下牛馬農具等之備無之候てハ、何分精力を尽候ても其詮無之由候間、此儀可入念事。

一下人下女之儀、情敷者ニテ、園主人を頼相素立候ニ付てハ、主人より其見合無之候て不叶由候。乍然情愛を以召仕候得バ、大志を生、嚴敷を以召仕候得バ恨を生、借替其外段々方便之拳動相出来、於何方ニモ至

て難致由ニテ、私事是迄段々相試候処、未得心無之候間、工夫可入念事。

一家を齊之所業ハ、勤約之二字也。家を秃<sup>(2)</sup>之大敵ハ借之一字之由候。

然バ不勤ハ財を無生、不儉ハ財を無保、財不足逆致借用、年月利を加候得バ、弥以及不足終ニ牛馬ハ勿論、讓之田畠等壳立候ても首尾方目成不申、家を秃居候方間々有之、誠借之一字是を秃之基相成候間、得と工夫を尽し、右之三字を銘心肝ニ、毎日致空誦家内治方精勤有之度所希候。

一 儉約ハ仁之源と有之由候。然バ農家殊更遠海小島之者、身分之守無

之候て不叶事候得バ、平日當方之儀何篇身分を慎取、細□後日後年之用

意手先ニシテ入精相貯、余団無之節ハ日用差欠候心詰を以貯方ニ基、入精取繕候得バ、何逆自然之時差支、借之一字を頼家を秃候哉此儀工夫可入念事。

一 何か所<sup>(4)</sup>帶物之内、於所申買入之節ハ、売主延代<sup>(5)</sup>申立候共当代引替を以可買入候。若延代ニテ買入候儀共候てハ、是又家を秃之基相成不可然候間、前条同断。

一 我身分不相應ながら親祖父之伝を請、前条通書伝申候。然処子孫共直ニ致納得、心ニ向候得バ仕合候處、万一千疎略体ニテ向不申候得バ無益之事ニテ、念遣至極ニ候。願バ子々孫々共親祖父御心中之程深致推察、每物致執行元祖以来讓之家全被取繕度、返々も頼入候事。

一 私事武拾歳、西平殿内御供御奉公勤始以来、数十度之上國、於那霸

二遣金之儀親祖父之遺教を請、身分を慎上、匱渥より取細、尤何分不自由之節ニモ借金等之病へ無之、就てハ我が家産、人ニ不奪勿論借金首尾方一件ニ付、預り折鑑ニ候赤面逆も無之此儀ニ付てハ一世心安相遂申候

事。

註(1) 借金を他から借りて返済し、他家へ移つてしまつこと。

(2) つぶす。家を倒すこと。

(3) 「勤約」と「借」の三字。これを肝に銘じ、暗誦するようにの意。

(4) 日用品、調味料など。

(5) ヌビデー。延べ払い。

## 六、遺言之事

一人之芸術ハ各生理ニ基入精候儀、本意当然之事候処、無其儀任数寄、無用之芸術相嗜候てハ、徒隙を費候迄ニテ無之、終ニ身分之付届差支、世上嘲ニ相成候儀案中之事候。然バ自家之儀、元祖以来筆算素立<sup>(2)</sup>ニテ、世々其御取立被仰付、誠以難有仕合奉存候間、右之趣致得心、若年之内早々筆算之嗜入精、似合之御奉公被相勤度所希候。

一 曾祖父七世上江洲親雲上より御伝被置候御教訓書之儀、不斷拝見可仕事。

一 乍不申之事候得共、兼城村小浜と申家之儀、私本生方、西銘村喜如嘉と申家之儀外戚方元祖本相成、格別成焼香所之事候間、正七月焼香ハ

勿論、何か之節見繕方可入念事。

一 植付置候風蘭之儀、先祖三世上江洲親雲上より御自愛為被成由ニテ、世々入御念相素立被置事候間、此旨致存知永々盛生させ候様可仕事。

一 格護三味線之儀、先祖より讓来家宝ニ相成候間、外向江不持參様格

護可入念候。<sup>(6)</sup> 然バ右三昧線之儀、先般浦添御殿・大里御殿御両所より当間切御持之時并西平殿内又ハ豊見本親雲上より可奉掛御目旨、段々分けて為被仰渡事候処、遍ニ先祖より譲来家宝ニ相成候訣を以、御宥免之願申上相濟來候間、此旨致存知右様之節ハ前条之趣を以、真平御宥免之願申上子孫永々譲渡候様可仕事。

一 自家之儀、最寄宜殊ニ先祖江掛床拌領被仰付候付、當島江御渡海之御使者衆、無断絶招請故家之面目不少候間、難有奉存家之造営ハ勿論平日儉約を用、公界用之品々貯方入精、招請之節々御取持之儀入念候様。尤何か無調法之儀共に之候てハ不敬迄ニテ無之、先祖江之孝儀向不行届筋ニ相成、甚以如何之事候間、返々も入念度所希候。

一 掛床奉納所堂之儀、三間角以下瓦葺御免被仰付候付、跡々ハ三間角普請仕置為申事候処、修甫旁大粧匂成候付、当分式間角ニ相調置申候間、先ニ寄時之吟味次第尤ニ存候。

一 茶之儀、先祖江ハ平良辻山江植付家用ハ勿論、雍正五未年より一往年々五斤完御近習御用等からめき<sup>(9)</sup>上被置事候。祖父上江洲親雲上世代より仕立方取止相成、依之父上江洲親雲上より遺言之趣ハ、遍ニ茶植付被置候訣<sup>(10)</sup>を以、右山永々預リニ被仰付置事候間、屹と仕立方仕候様、剩農業全書茶仕立之条下ニ、人家之費茶たばニ過ハ無之候、且茶之儀壹度植付置候得バ幾百年も非枯失者ニ、子孫永々用弁相達人家之富ニ相成候之候て不叶ニ付、右山本敷江植試仕候処、殊之外致盛生且茶立も宜、第一先祖之御志を継請、第二家用相達、第三所中之人々ニも植付被置候儀

ハ勿論、去子丑兩年壱斤完惣御地頭御方より御内々被奉備上覽候処、子年ハ表御方より以御書付、私江御褒美被仰下候上、國分御多葉粉壱斤拌領、丑年ハ惣御地頭御方江御扇子二本、白麻壱束、御多葉粉一斤、白木綿布一反、御拌領被仰付候逆御同所より右之御品員數直ニ私江被成下、重て誠以冥加至極難有仕合奉存候間、子々孫々此旨奉承知、世々無失念植付可成程御用ニも相立度返々所希候。

一 平良辻山之儀、基山野ニテ候処、私先祖三世上江洲親雲上<sup>(11)</sup>より奉松植付、其間々江茶又ハ桑・棕呂・櫻木等植付用弁仕来候中、乾隆九年御支配之砌、七世上江洲親雲上より猶又奉訴候付、當島惣岡ニも繪図朱引を以、子孫永々預リニ被仰付、誠以難有仕合奉存候。尤道光式拾式寅年叔父西赤ましや前上江洲親雲上より御相談之趣ハ、彼墓敷之所風水宜由候間、墓居敷之分ハ可差上旨有之候付、格別之事候て御断難仕、墓龜甲中間ニして北四間、東三間南西ハ田渥、墓地として差上置申候間、此段致存知諸仕立物無混乱守護可入念事。

一 圃石垣之儀、先祖より相調被置事候処、海石故不斷損所相出来修甫旁ニ付てハ至て大粧相成、道光式拾式寅年石細工三人渡合ニ付頼入、私并下人共ハ阿<sup>(12)</sup>石取調、石細工三人并上江洲村我那霸筑親雲上都合四人ハ一向積場江取付、九月十三日より仕口手を附、雨天之節ハ久葉屋を張り折角相勵ケ、翌卯年正月廿日迄北西之すめより東南風之すめ迄、三百五拾六手間、壱人ニ付壱日ニ米壱升起完ニテ、手間米三石五六斗六升を以積替仕申候。尤前通も積替仕度段々心懸為罷在事候得共、私事最早七拾八歲根氣相衰何共不相叶不及是非所より、延引相成申候間、子孫共之内

二て積替有之度所希候。

一家財木之儀、何連之筋仕立方無之候て不叶ニ付、太(平)良辻山并けんさく墓地、美里川墓地、又ハ後のろ松古屋敷此四ヶ所江櫻木精力を尽相素立置為申事候処、去辰年三四月此より翌巳年三四月此迄、櫻木虫と申虫相出来、葉芯喰尽候後枯損相成候付伐取申候。然バ櫻木之儀、難差欠用木、尤植付三拾年程ニハ地位次第柱用も相達候段匱困承及候付、猶又右四ヶ所々江植付又ハ自然萌之小木江差障候草木伐除テ、折角手入田申候間、於子々孫々も其通取計可仕事。

一 正月嘉例として靈前江飾來候九年母石之儀、基三四代之比先祖ニて候因、まつとんた原之辺より御通之砌其川江水音有之御立寄御見届被成候処、右之石浮沈を以水音有之候付、即御持參を以前条通飾來候候段伝有之候間、此段可有存知事。

一 久真地原江久米之五葉松と申、高式尋壹尺横七尋之等往古より有来、唐船而先島往反之船々御潮懸之砌、御役者衆繁々掛御目候処、道光十七丁酉年九月大風之時被相損候。就てハ其併ニてハ所中之名折ニ也可相成因、右松似合之小松先年また原江自然萌之等私より見付、取寄相素立置候を是以当団因松ハ、道光十九己亥年十二月私より植付置申候事。

一 小港墓厨子之内、康熙式拾八年己巳正月十八日、歲四拾八久根城撻母、是又けんさく墓厨子之内ニも同断之銘書有之、得と致思慮候得バ、けんさく墓江御安置之墓仕立御主三世上江洲親雲上智源御内儀之儀、彼御遺言ニ小港墓江御送葬被成置候処、御嫡子四世上江洲親雲上智意より御父母別々被成候儀如何と被思召上、御母御死骨けんさく墓江御引移被

成置候を、私祖父上江洲親雲上世代之比、けんさく墓不斷物音有之、大道寺と申長老江此旨御頼上候処、口事之段被所聞候付、定て右通御引移被成置候御崇ニて、可□と又以御骨本々之通小港江御差帰為被成由、亡父上江洲親雲上御存在之砌、御嘶有之候匱定て是ニて候因と存當申候。おゑか地田方之當上表墓地相應之所と見及申候間、格護入念風水見御渡海之節入御見分、子孫江次渡可仕事。

一 西原輕石荒畠之儀「俗ニかねし荒畠と申候」、基山野ニ付先祖より相耕來候中、乾隆九子年御支配之時より牛馬飼所ニ被召成候付、耕方差留置候を、同十七至申年ニハ曾祖父上江洲親雲上より書面を以役々百姓中江致相談、爾今相耕來候。然ハ右畠之儀不最寄ニハ候得共、土位勝候付、難差放候間、此段致存知子孫永々相耕候様可仕事。

附 役々百姓中江相談書、乾隆十七申年藏元日記ニ相見得申候。

一 たこもり原蘇鉄敷之儀、村所より私家内江仕配之<sup>(21)</sup>三付、祖父上江洲親雲上世代ニハ、野菜畠為仕由因処、父上江洲親雲上よりハ敷替相成、徒被捨置候付、道光式拾四辰年私より蘇鉄植付候処致相應居申候間、此旨致存知永々無失念次渡可仕事。

一 せぢよ原蘇鉄敷之儀、基兼城村山野ニて候処、徒被捨置候付、同村新里筑登之ニ付て村中為致相談候処、彼村之儀外ニ蘇鉄植付所多有之捨置申候間、永々譲渡候て然段、返答有之候付、道光式拾四辰年より同式拾六年午十二月迄、蘇鉄植付置申候間、前条同断。

いねた原蘇鉄敷之儀、基村所より私家内江仕配之桑敷ニて候処、桑盛

生不仕候付、亡父上江洲親雲上世代ニハ野菜畠為仕事候處、是又牛馬より踏荒用弁ニハ不相成候付、私より蘇鉄植付置申候間、先ニ寄勝手能可取計事。

一 阿し川原蘇鉄敷之儀、山野ニ付亡父上江洲親雲上世代ニ植付被置候事。

一 御當國茶之儀、久米島上江洲親雲上仕立始と言、節々御用ニも相立候段往年私先祖江御書付を以御褒美被仰付置候間、此段可有存知事。

一 上江洲村でんかん之我那霸筑親雲上并彼亡父我那霸にや両人事、私祖父上江洲親雲上以来私迄三代打続恩儀有之候間、正七月并年忌吊之節、

燒香ハ勿論何か之節其見合可仕事。

註(1) ここでは芸能のことか。

(2) 間切におけるこの様な階級を「筆算人」又は「奉公人」といふ。

(3) 現在は不明。

(4) 正月と七月の盆は、久米島では遠縁まで焼香して巡る。本島の「五月

ウマチ」の先祖拝みはなく、それに匹敵する。

(5) 山の木や岩上に自生するラン。白色の芳香ある花を咲かせる。

(6) 門外不出であるの意。

(7) 掛床とは、「世濟其美」の額のこと。乾隆一四年（一七四九）に拝領。

(8) 乾隆二〇年（一七五五）に申請して許可になつた。

(9) 御近習御用として献上すること。

(10) 宮崎安貞著。一六九七年刊。この本は同家に現存。

(11) 家譜によると五世智源のこととで、康熙一二年（一六七三）に茶の木を植えた。

(12) 陸地にある石灰岩。海石（サンゴ石灰岩）を積みかえた。

(13) クバは蒲夢のこと。びろうの葉でふいた小屋。

(14) チャーギ。イヌマキのこと。沖繩では最高の建築用材。

(15) みかんの形に似た丸石の意。

(16) 地名。

(17) 泉のこと。

(18) 「久米の五枝の松」が正しい。

(19) 次の墓地選定である。

(20) 農耕には不便な所であるが、地味がよいのでの意。

(21) 蘇鉄は、救荒食として植え付けた。

(22) 屋敷名。この我那霸父子は、墓修理や石垣積み替え等をやつた人。そういう意味で恩儀があるのだろう。

## 七、平良辻山一件 先祖製作之御茶御用上之儀ニ付、御國許往反之御書面藏許日記より写之事

一 平良辻山之儀、基野原ニて候處、康熙式拾四乙丑年私先祖三世上江洲親雲<sup>(1)</sup>上より奉訴松植付、其間々江茶木、桑植付為申段、雍正四丙午年日記ニ相見得申候事。

一 右山永々預りニ被仰付候。絵図朱引之儀当島惣圖ニ御仕付被置。尤写ハ元祖以来之勲功書ニ相見得候事。

覺(是ハ平良辻山西之さくニ有之候茶敷ニテ本文通御届申上被置候。蔵)

元日記より写)

平良原

一 茶 五間・武間 拾歩 茶木百六拾本

同所

一 同 四間・三間 拾武歩 同百八拾四本

同所

一 同 三間・武間 六歩 同九拾六本

同所

一 同 四間・武間 八歩 同百武拾八本

同所

一 同 五間・三間 拾五歩 武百四拾本

同所

合茶敷五拾壹歩 茶木八百八本

右茶敷之儀、西銘村より七拾間程東表ニ四方田地竿迦之原有之候處、  
年所々ニハ茶木植付置申候間、此旨宜様御取成奉願候以上。

申八月十日

久米具志川間切

上江洲親雲上

覺(藏許日記より写)

一 茶相應之地赤土黒土之間ニ植付可然候。

一 実植付様穴甕ニテ植付可然候。  
附 差様ハ存不申候。

一 右時分柄正月之比植付能御座候。

一 そ立様、年ニ兩度鍬草仕可成程ハクわい入、且又武三年越土渥より  
伐候て、鍬草仕候得バ盛生仕候。

一 茶取申時分、三月より四五月迄、みとり出次第見合を以取申候。

一 圏々拵様、みとり二様ニ摘集、唐鍋ニ壹度炒唐ゆりニ入もみ候て分  
シ、又四五度程鍋ニ炒其後段々分シ、又鍋ニあつらし候て、さまり候時  
分壺ニ詰申候。

附 大茶ハ甕ニむし候て口廻仕候。

一 植申儀、六尺角ニ拾武本程可然候。

一 右同仕立夫草取くわい入迄壹年ニ武人半程ニテ可仕候。

一 高壹尺五寸より三尺迄之木、百七拾五本程ニテ上中茶壹斤程、大茶  
三斤程取申候。

附 依地ニ高下有之候。

一 上中茶押入壹斤ニ付、女童拾五人程、大茶壹斤ニ付同三人程ニテ可  
相調候。

右茶植付方并同拵様、委細書付を以可差上旨、御物奉行内間親雲上様  
より被仰渡候付、大体如斯御座候以上。

已十二月廿四日

上江洲親雲上

覺（藏許日記より写）

- 一 女夫拾三人
- 一 薪木式束採男夫半人
- 一 茶敷細タケシ取拵申男夫半人
- 右茶壺斤拵入目

一 茶壺斤

内

壺斤二付三夕五分式り

一 細茶五拾目 代銀壺外壹分

壺斤二付式外八分位

一 上中拵交茶八拾目 代銀壺外四分

壺斤二付壺外

一 下茶三拾目 代銀壺外八分七毛

右茶之代付考

右ハ御差団二付て茶上中下押入志シテ拵入目并代付考如斯御座候。乍  
恐以御序宜様御取成頼上候以上。

雍正<sup>(9)</sup>三乙巳

九月廿一日

上江洲親雲上

西平殿内（此西平殿内今之伊江殿内ニテ候）

御与力衆

一筆啓上候、先以殿内中御安全、親方様益御氣嫌能被為遊御座恐悦不

少奉存候。然バ当春之出来御茶差上申内、御初御取分、御城江被遊御献  
上候之處、御褒美被成下之趣難有仕合冥加至極奉存候。依之年々何分程  
完御書院御用相立可申旨、被仰下謹て奉承知候。隨分入念盛生させ、自  
分用致僉約、別紙之通差上せ御用相立度奉願候。此筈之旨以御序可然様、  
御取成頼上候。恐惶拝言。

七月廿二日

上江洲親雲上

西平殿内（此西平殿内今之伊江殿内ニテ候）

御与力衆

（藏元日記より写）

覺

一 細御茶式斤

一 拓交御茶三斤

右之表來春より、御書院御用相立度奉願候条、右御茶詰御壺之儀ハ正  
二月中ニ拵借被成下度奉存候。此筈之旨可然様ニ御取成頼上候以上。

七月廿二日

上江洲親雲上

覚

上江洲親雲上

一 細御茶式斤

一 挤交御茶三斤

右之通來春より、御書院御用相立度旨願出之趣懸披露候処、弥願出之

通御用被仰付候間、入念相調候様ニ可被申渡候。御茶壺之儀ハ金御藏

より可相渡候間、毎年渡合之さばくり<sup>(10)</sup>請取持渡候様ニ可被申渡候以上。

午十月十九日

保榮茂親雲上

大城 親雲上

久米島

匱乏

(藏元日記より写)

覚

一 細御茶式斤  
一 挤交御茶三斤

右之表來春より、御書院御用相立度奉願候条、右御茶詰御壺之儀ハ正

二月中ニ押借被成下度奉存候。此旨可然様御取成頼上候以上。

七月廿三日

久米具志川間切

右之通達上聞相済候間、可被得其意候。尤御茶壺之儀ハ毎年正二月限

ニ御書院より帳当座江相渡候得バ付届之儀ハ、表御方より被仰付候。右

ニ付てハ唐御眺御茶より右之貢數減少可仕旨、上意被成下候間可被得其

意候以上。

九月十一日

津波親雲上

御茶道衆  
御物當衆

(藏元日記より写)

送 状

一 細御茶式斤

一 挤交御茶三斤

右御書院為御用、當春相調差上申候以上。

未

四月十四日

久米具志川間切  
上江洲親雲上

右之表見届申候以上。

未

四月十四日

在番

瑞慶覽親雲上

役人衆中

上達之方ハ私本意ニ基、文談取直清書を以子々孫々江譲渡有之候様、被取計度所希候以上。

附

於子々孫々取計向之所ハ世々此家記江致仕次被相讓度、是又我が所願候。

當歳七拾八 十世前地頭代

上江洲親雲上

同治拾壹壬申年九月吉日

註(1) 一七四九年に七代智英が貰いうけた扁額。

- (2) 「私は愚質の上、文筆の習いもないまま、家記という他筆を頼めぬ性質上長々認めて來たが、子孫で文筆に上達の者が出来たときは、私の本意にそつて文を正し、清書をして子孫へ引継ぐよう」の意
- (1) 五世智源。家譜には康熙十二年（一六七三年）申請したとある。  
 (2) 年代ははつきりしない。  
 (3) 赤土と黒土の混つた土地の意。  
 (4) 差木のしかた。  
 (5) こやし（壅）。年に二度鋤で除草をし、肥料を入れるよにの意。  
 (6) 若芽。  
 (7) 三枚鍋、四枚鍋と称する大鍋のことか。  
 (8) ミーザーキ（円形箕）のことか。  
 (9) 一七二五年。六代智意のころ。  
 (10) 間切の役人。

## 八、掛床御字之事<sup>(1)</sup>

世 濟 其 美

後世能ク前世ノ美承ルヲ云

高辛氏園才子八人 世謂之八允

此十六族者世濟其美註ニ日謂元愷各有親族故称レス族也濟成也後  
代成前也八愷八允合十族也

○ ○ ○

右之通、大略書記申候。然バ私事愚質之上、素より文筆之習無之、尤  
然逆無拠家記他筆を借候様ニも難仕、自分之及長ヶ相認置申候。於子孫